

改正薬事法施行後、初の「置き薬医薬品販売士認定教育」を開始

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

今回で第三回となる「置き薬医薬品販売士認定教育」が今月より開始されている。本教育は、二級、一級、年次継続の3コースを設けているが、現況においては二級受講者が非常に少ないと想定され、前回同様、一級と年次継続の2コースを設けている。

一級受講者には、今月早々に通信教育の教科書3巻と、これらの内容に関連する3冊の添削問題集が送付されている。年次継続受講者には、来月にも教科書1巻と添削問題集2冊が送付されるが、両コースとも一冊ごとに問題集の回答を毎月末に薬業研修センターへ送付し採点され、理解度、習熟度が確認されるようになっている。

本年12月には両コースが合同で集合教育の開催を予定されている。二日間15時間に及び、二日目の最後にコース別の認定試験が行なわれ、その可否により修了証の付与が判断される。

今回の本教育の背景は、以前と大きく異なる点がある。それは、従来は秋口から冬にかけて通信教育を行ない、春先から春にかけて集合教育が実施されていたのを、身分証明書更新手続きの年末までに修了証が従事者に渡されるよう、開始時機を繰り上げた点。そして、改正薬事法施行後の、最初の認定教育であるという事である。

過去二回の「置き薬医薬品販売士認定教育」は、確かに受講者の資質向上が為され、業界内外にその存在を認知させた事は事実ではあるが、都道府県薬務課行政との実質的接点を持つものではなかった。

しかし、本年3月31日付け「既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」と題する課長通知において具体的内容が示され、本教育の内容が薬務課担当者に身分証明書更新の斟酌、判断に影響を与える存在となっていると考えている。それは、本教育が同通知の「講習、研修の実施体制」の中で指摘する「客観性と透明性の確保」が日本薬業研修センターによりなされているためである。

現在、置き薬（配置薬）業者自体、都道府県配置協会・協議会、そして或る任意団体等が夫々に同通知に即したとする講習を開催されているが、講習内容を我々が見る限りにおいて、同通知を十分に理解されているとは言い難いものと判断している。

昨今、置き薬（配置薬）業界内には、所謂、「新配置」への移行を非公式ではあるが表明する法人販社が複数出ている。現時点において登録販売者資格を保有する営業社員を多数抱え、今後それを全営業社員に拡充する予定としている。移行する意図の背景には、付則12条の撤廃が有りうるとの想定をしてとの事である。「新配置」販社を選択して既存配置販社と大きく異なるのが、営業社員の陳代謝を円滑に行なえる体制づくりである。それには販社として、新入社員採用後、一般従事者として消費者への対面情報提供なしで一年間の従事経験をさせ、登録販売者試験に合格させなければならない。ただ、コンプライアンスを重視するなら情報提供を消費者の希望に応じて即座に出来ない点から、消費者の不満足、不安が生ずるであろう。また、登録販売者試験の難易度が高くなった場合の合格者確保が不安定となることも考えられる。いささか画餅のようなものであり、当協会としては見守るしかない。

しかし、付則12条の撤廃は業界の生死を意味するものであり、多くの業者が一定水準下の標準的方法に合致する資質向上努力を為すよう、当会は「置き薬医薬品販売士認定教育」をもって業界を先導するところである。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局（足高）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7 ヒルクレスト平河町507
TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738